

答申第 956 号  
令和 3 年 8 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 8 月 31 日付け神福介第 2408 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る  
介護保険データの提供について  
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 高齢者に対するインフルエンザ・肺炎球菌の定期予防接種について、無料対象確認証の受付及び交付を委託事業者に集約するにあたり、申請者が無料対象者であるか否かの確認のため、福祉局介護保険課が保有する介護保険データを利用することは、交付事務の円滑化を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る  
介護保険データの提供について  
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

別紙  
答申 956

下線部分は新たに追加しようとするもの

【高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業のために利用する情報項目】

介護保険被保険者情報

- ・介護保険被保険者番号
- ・区名称
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・漢字住所
- ・住民基本台帳個人番号

※ 下線部分以外の項目は、平成26年8月5日付答申第445号により承認済み